

異状気象時における事前通行規制区間について（見直し）

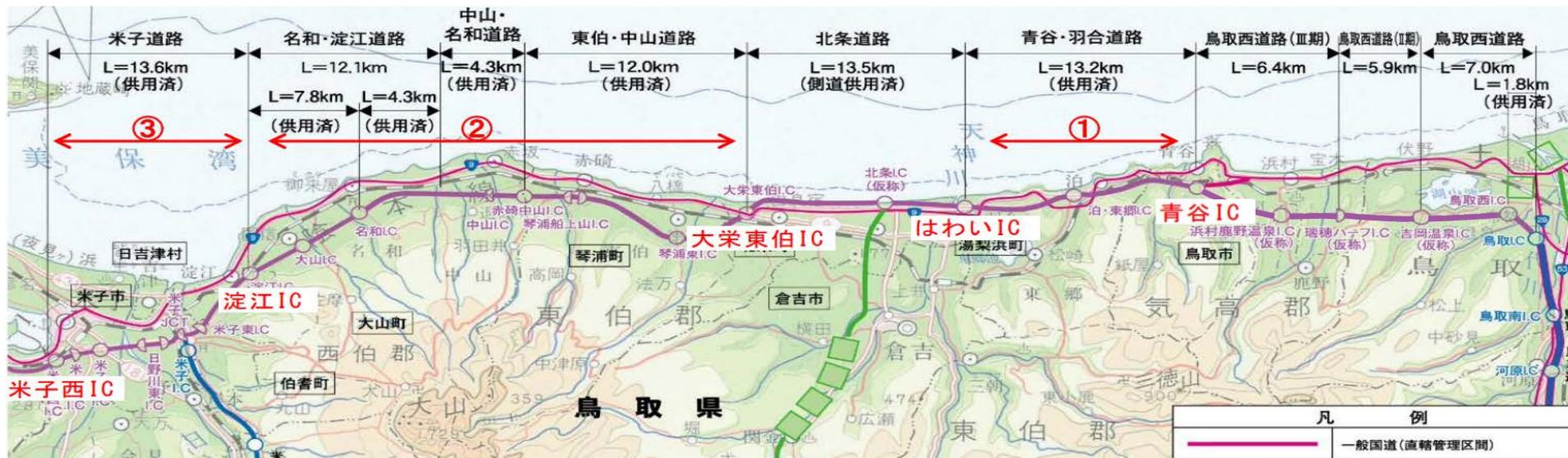
異状気象により連続雨量等が通行規制基準を超えた場合、落石・土砂崩落から危険を防止するため、事前に通行を禁止する区間があります。

倉吉河川国道事務所管内における事前通行規制区間は以下のとおりです。

路線	番号	区間	延長 (km)	規制基準		
				連続雨量 (mm)	組合雨量 (mm)	
					連続雨量	時間雨量
青谷・羽合道路	①	青谷IC ~ はわいIC	13.2	260	190	35
東伯・中山道路 中山・名和道路 名和・淀江道路	②	大栄東伯IC ~ 淀江IC	28.4	230	150	40
米子道路	③	淀江IC ~ 米子西IC	13.6	230	190	40

R4.6.24 見直し

※連続雨量や組合雨量が規制基準雨量に達した場合、通行止めとなります。
 ※組合雨量とは、連続雨量を超え、かつ、時間雨量が、基準値を超えた場合の雨量です。
 ※連続雨量が規制基準値に達しない場合でも、パトロールにより危険と判断される場合には、通行止めとなる場合があります。



※中国地方整備局管内の事前通行規制区間についてはこちらをご覧ください。